

新潟医療福祉大学同窓会 親和交流事業助成金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学同窓会（以下「本会」という。）会則第2条並びに第3条第1項に基づき、本同窓会開催助成金運用規程にてらし助成金運用を図る。

(対象条件)

第2条 卒業後における会員相互の親和交流事業が有意義に活動できるよう助成し、対象については次の項目を満たしていることを前提とする

- 1 卒業学科が同じであること。ただし、学科をまたがったの交流事業を行う場合は、主催学科が参加する学科より事前に承認を得ると共に、連携のもと行うこと
- 2 案内文発送数に対し3割以上の参加であること
- 3 参加者の所属先は5ヶ所以上であること
- 4 学科同窓会が企画する研修会や親睦会、又は同窓生と在校生が交流する事業
- 5 申請により本会役員会もしくは幹部会で承認されたもの
- 6 申請は会開催日の1か月前までに行うこと
- 7 同一事業の助成は年度につき1回とする

(助成金支出条件)

第3条 助成金の支出にあたり次のものを開催後1か月以内に提出すること

- 1 参加者の氏名・現住所・所属先を記した参加者名簿
- 2 事前に申請された会の開催費用がわかる領収書
- 3 会場での集合写真
- 4 ウェブサイトおよび機関誌への掲載原稿（写真を含む）
- 5 その他、本会から依頼したもの

(助成金)

第4条 助成金は次のものとする。

- 1 各種案内の発送費用
ただし、国内の発送のみとしかつ会員1名に対し1通までとする
- 2 助成金額は、3,000円×同窓会正会員の参加者数とし、会に要した費用を上限とする
- 3 会場使用料が必要な場合は、その3割を助成する（各種付帯設備に使用料が必要な場合は、会場使用料に含めることが出来る。その場合は詳細を事前に申請すること）
- 4 研修を行う場合の講師謝礼及び講師の旅費
講師が同窓会員の場合は、本同窓会の業務謝金に関する内規及び旅費規程に準ずる

(雑則)

第5条 この規程の定めるものの他に特別な事由が生じた時は、本会役員会もしくは幹部会で協議決定する。

第6条 この規程の改廃は本会役員会もしくは幹部会の議決を経なければならない。

- 附則
1. この規程は平成28年10月29日より施行する。
 2. この規程は2022年8月20日より施行する。
 3. この規程は2023年5月13日より施行する。
 4. この規程は2024年4月 1日より施行する。